

II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

重点地区以外で、工作物等を新築、増築または改築を行う場合は、以下の基準に適合するようにしてください。

重点地区以外の基準については、共通基準とゾーン別基準に分けて示しています。

工作物等の新築、増築または改築を行う際には、共通基準とともに、その行為を行おうとするゾーンの基準を遵守するようにしてください。

(1) 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱（電柱類を除く）、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するものおよび高架水槽

景観形成基準（共通基準）

- ①周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ③工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とすること。
- ④色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。
- ⑤工作物が周囲に与える威圧感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- ⑥植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

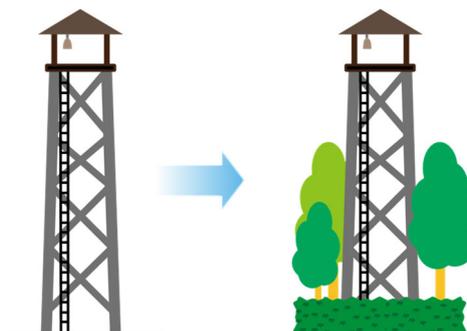
○ 周辺に与える威圧感および突出感を軽減する。

- ・眺望の妨げにならず、周辺に威圧感や突出感を与えないような形態や配置にしましょう。



○ 工作物の高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮する。

- ・工作物の存在感を和らげるため、周囲には植栽を配し、周辺の景観と馴染むようにしましょう。
- ・また、植栽の高さや樹種・配置にも配慮しましょう。



4. 重点地区以外

景観形成基準（ゾーン別基準） 【田園ゾーンのみ】

①工作物の最高部の高さは13m以下とすること。

ただし、次のア、イについては、以下に掲げる（あ）から（お）までの眺望景観に関する措置を講じ、景観影響調査を実施し、草津市景観審議会の意見を聴いて、やむを得ないと認められる場合は、これによらないことができるものとする。

ア 公共、公益上必要な場合

イ 現に有する機能を維持するため、既存の高さの範囲内で行う、工作物の改築、増築および外観の変更を伴う修繕もしくは模様替、および色彩を変更する場合。

（あ）工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。

（い）中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩等を総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。

（う）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つ等して、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。

（え）中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。

（お）中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。

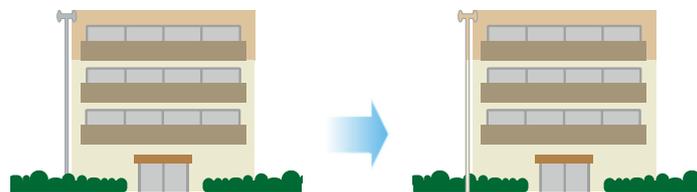
※景観影響調査については、P156～「第4章 景観影響調査について」を参照してください。

Column

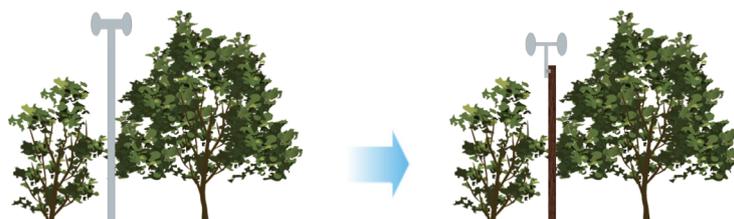
～基地局等におけるデザインの工夫例～

●周辺の景観に溶け込むデザイン

- ・隣接する建築物の色に合わせた塗装



- ・周辺の木々に溶け込む擬木塗装



II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

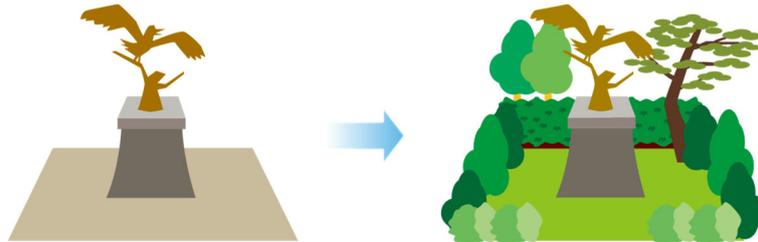
(2) 彫像その他これに類するもの

景観形成基準（共通基準）

- ①原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。
- ②周辺景観との調和を図るため、修景緑化を講じること。

○ 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図る。

- ・彫像等が周辺の景観と調和していない場合は、植栽を配す等の配慮をしましょう。



景観形成基準（ゾーン別基準）

【田園ゾーン、丘陵部ゾーンのみ】

- ①植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

(3) 汚水または廃水を処理する施設の新設、増築または改築

景観形成基準（共通基準）

- ①道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ③樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ④平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
- ⑤けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。
- ⑥敷地外周部は緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすること。
- ⑦常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。
- ⑧道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- ⑨植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

○ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮する。

- ・平滑な大壁面は、周囲に圧迫感を与えやすいので、棟を分けたり屋根をずらしてかける等、工作物のボリューム間を軽減させるような意匠にしましょう。



単調で大きな壁面により、長大さを感じます。

建築物の棟をわけたり、屋根をずらしてかけるなど、建築物のボリューム感を低減させた例。

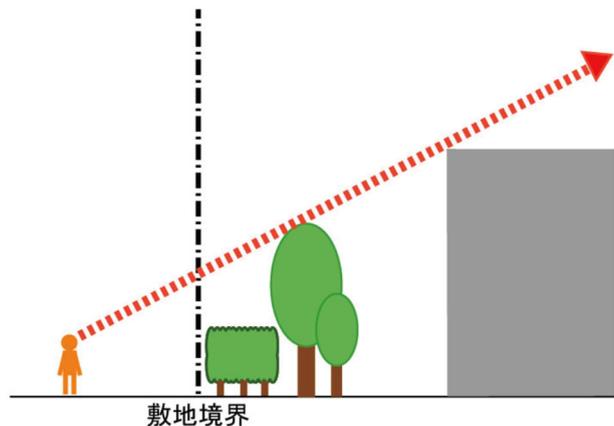
小規模な建築物が分散して建っている例。

II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

○ 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにする。

- ・ 大規模な工作物は周囲に圧迫感や威圧感を与えやすいので、遮へい効果を生みだすよう敷地境界付近に生垣等の植栽を配して周辺景観への配慮をしましょう。



(4) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

景観形成基準（共通基準）

- ① 周囲に与える威圧感および異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ② 樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ③ 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

○ 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。

- ・ 特殊な形態をした工作物は周囲の景観に馴染みにくいため、施設の規模を考慮した植栽を配しての存在感を和らげましょう。



景観形成基準（ゾーン別基準）

【田園ゾーン、丘陵部ゾーンのみ】

- ① 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

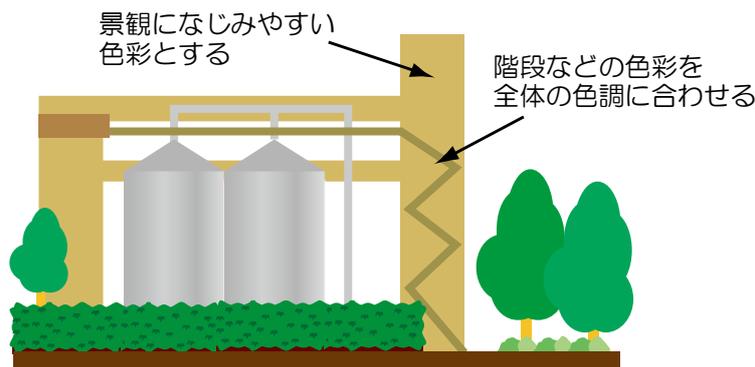
(5) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設および石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

景観形成基準（共通基準）

- ①周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- ②樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ③できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。
- ④色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。
- ⑤工作物が周囲に与える威圧感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

○ できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮する。

- ・上記のような施設は周辺の環境に馴染みにくいため、外壁や構造等の色彩や形態を考慮しましょう。



景観形成基準（ゾーン別基準）

【田園ゾーン、丘陵部ゾーンのみ】

- ①植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

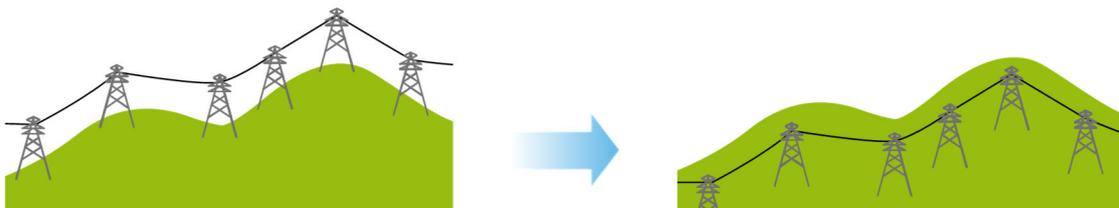
(6) 送電線鉄塔およびその電線路

景観形成基準（共通基準）

①送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮するとともに、できるだけ落ち着いた色とすること。

○送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮する。

- ・送電線鉄塔が林立することにより、山りょう等の景観を乱さないよう、山並みのりょう線を超えないように配置する等の措置をとりましょう。



景観形成基準（ゾーン別基準）

【丘陵部ゾーンのみ】

①山りょうの近傍にあつては、りょう線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

II その他工作物等に係る基準

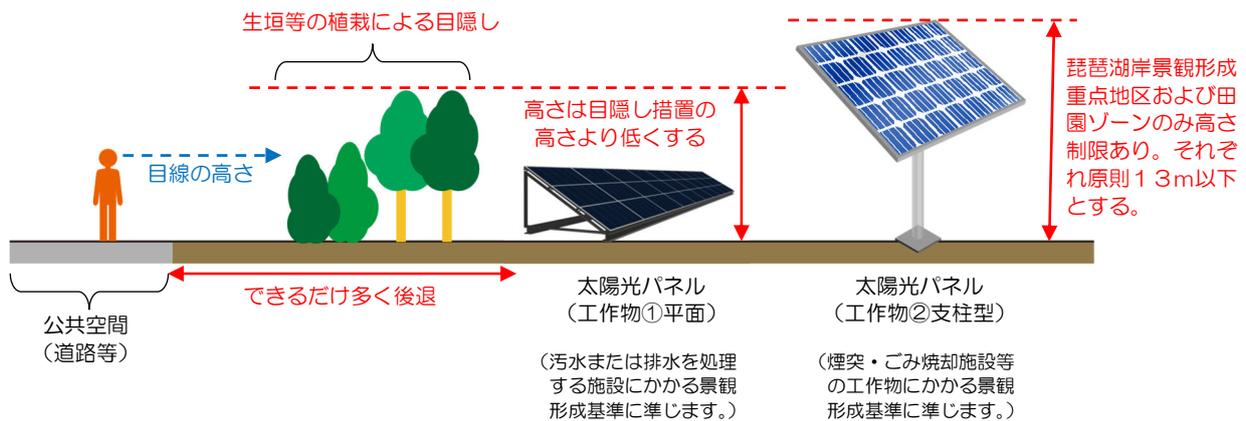
4. 重点地区以外

(7) 地上に設置する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む）の新設、増築または改築

景観形成基準（共通基準）

- ①平面型の太陽光発電設備を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じること。
- ②太陽光発電設備のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しない
- ③太陽光発電設備の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
- ④平面型の太陽光発電設備の最上部は、目隠し措置の高さより低くすること。
- ⑤平面型の太陽光発電設備については、①から④の基準のほか、(3)の工作物の基準に準じること。
- ⑥支柱型の太陽光発電設備については、①、③および④の基準のほか、(1)の工作物の基準に準じること。

■位置・規模のイメージ



II その他工作物等に係る基準

4. 重点地区以外

(8) 建築物等の移転

景観形成基準（共通基準）

①それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によること。

→「I 建築物等に係る基準」の各ゾーンの「位置」や「敷地の緑化措置」の基準を参照してください。

(9) 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替

景観形成基準（共通基準）

①それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。

→「I 建築物等に係る基準」の各ゾーンの「形態」や「意匠」、「素材」の基準を参照してください。

(10) 建築物等の外観の色彩の変更

景観形成基準（共通基準）

①それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。

→P103～「I 建築物等に係る基準」の「●色彩」の各ゾーンの基準を参照してください。